

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年 8 月26日
【会社名】	株式会社エスライングループ本社
【英訳名】	S LINE GROUP CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山 口 嘉 彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058) 245-3131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 白 木 武
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058) 245-3131
【事務連絡者氏名】	専務取締役 白 木 武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、2024年8月23日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年8月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式1,323,240株を1株に併合いたします。

株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2024年9月19日

効力発生日における発行可能株式総数

32株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第11条（基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	85,328	2,522	0	（注）	可決 97.12％
第2号議案 定款一部変更の件	85,373	2,521	0	（注）	可決 97.12％

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までに議決権行使書及びインターネット等により行使された議決権の数及び当日出席のうち株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計した結果、賛成数が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上